

7 月下旬号  
2017 年

# 国際情報广场信息报

◇発行: 東大阪市国際情報广场 (毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内  
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

## 7 月 22 日 (周六) 9:00~12:00 市政府大楼开设部分业务窗口

7 月 22 日 (土) 9:00~12:00 市役所本庁舎の一部窓口業務を開設します

<h3>有关国民健康保险限度额适用认定证</h3>	<p>こくみんけんこうほけん げんどがくてきようになていしやう 国民健康保険 限度額適用認定証について</p>
<p>在医疗机构付费窗口支付自费医疗限度额的「限度额适用认定证」的有效期为 7 月 31 日 (周一)。</p> <p>如果希望继续使用此证时, 必须重新申请。请带好现有的「限度额适用认定证」和印章, 前往资格支付课或者行政服务中心办理手续。但是, 如果保险费用有拖欠时将会影响交付。</p>	<p>いりやうきかん まどぐち しはら じ こふたんげんどがく げんどがく 医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額 てきようになていしやう ゆうこうきげん がつ にち げつ 適用認定証」の有効期限は 7 月 31 日 (月) です。</p> <p>ひき つづ こうふ う あらた しんせい ひつやう げんざい 引き続き交付を受けるためには、改めて申請が必要です。現在お も げんどがくてきようになていしやう いんかん も しかくきゆうふか 持ちの「限度額適用認定証」と印鑑を持って、資格給付課または ぎやうせい てつづ ほけんりやう 行政サービスセンターで手続きしてください。ただし、保険料の たいのう こうふ ばあい 滞納があると交付できない場合があります。</p>
<p>询问处: 资格支付课 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804</p>	<p>といあわ さき しかくきゆうふか 問合せ先: 資格給付課</p>

<h3>后期高齢者医疗保险 新的被保险证已寄出</h3>	<p>こうきこうれいしやいりやうほけん あたら ひほけんしやしやう そうふ 後期高齢者医療保険 新しい被保険者証を送付</p>
<p>后期高齢者医疗制度的新的被保险证, 已在 7 月上旬用简易挂号信方式寄出。</p> <p>被保险者证将送直接交给各家庭在家的人 (需要在收据上盖章)</p> <p>家中无人时, 邮局会代为保管 7 天, 此后会退回市役所, 请注意。</p> <p>收到被保险者证时, 请核对住所, 姓名是否有误。旧的被保险者证请交还市役所。</p>	<p>こうきこうれいしやいりやうせいど あたら ひほけんしやしやう がつじやうじゆん かんいかけとめ 後期高齢者医療制度の新しい被保険者証を 7 月上旬に簡易書留 ゆうびん そうふ 郵便で送付しました。</p> <p>ひほけんしやしやう はいたつ かにてい かた ちよせつてわた ようじゆりやういん 被保険者証は、配達する家庭にいる方に直接手渡します (要受領印)。</p> <p>ふざい ばあい ゆうびんきやく なのかかんでいど ほかん いこう しやくしよ さ 不在の場合は、郵便局に 7 日間程度保管され、それ以降は市役所に差 し戻されますのでご注意ください。</p> <p>ひほけんしやしやう とど じゆしよ しめい あやま たし 被保険者証が届いたら、住所、氏名などに誤りがないかを確かめてく ださい。なお、古い被保険者証は市役所に返却してください。</p>
<p>询问处: 资格支付课 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804</p>	<p>といあわ さき しかくきゆうふか 問合せ先: 資格給付課</p>

<h3>特别儿童抚养津贴</h3>	<p>とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当</p>
<p>特别儿童抚养津贴是指, 持有监护按政令被定为有一定障害的未满 20 岁儿童的父母 (主要抚养儿童生计的任何一个人), 或者代替父母养育儿童的人可以领取的津贴。</p> <p>【支付額】 每个儿童每月可领取的金额</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 1 级 = 5 万 1450 日元</li> <li>◆ 2 级 = 3 万 4270 日元</li> </ul> <p>【支付时期】 申请被认定后, 申请日所属月份的下一个月开始可以得到支付。原则上每年的 4、8、11 月将分别把前月为止 (11 月为当月为止) 的津贴费汇入指定的银行帐号。</p> <p>有关详细内容请询问。</p>	<p>とくべつじどうふようてあて せいけいひ さだ ていど しょうがい さいみまん 特別児童扶養手当は、政令で定める程度の障害がある 20 歳未満の じどう かんご ふぼしゅ じどう せいけい いじ ひとり 児童を監護している父母 (主として児童の生計を維持するいずれか 1 人) ふぼ か じどう よういく へんきやく かた しきゆう または父母に代わって、その児童を養育している方に支給します。</p> <p>【支給額】 じどうひとりあ げつがく 児童 1 人当たり月額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 1 級 = 5 万 1450 円</li> <li>◆ 2 級 = 3 万 4270 円</li> </ul> <p>【支給時期】 しきゆうじき せいきゆう にんてい せいきゆうび ぞく つき よくげつぶん しきゆう 請求が認定されると、請求日が属する月の翌月分から支給しま す。</p> <p>げんそくまいとし がつ ぜんげつぶん がつ とうげつ 原則毎年 4・8・11 月にそれぞれの前月分まで (11 月は当月まで) の てあて してい こうざ ふ こ 手当を指定された口座に振り込みます。</p> <p>くわ と あ 詳しくは、お問い合わせください。</p>
<p>询问处: 国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>といあわ さき こくみんねんきんか 問合せ先: 国民年金課</p>



<p><b>儿童津贴・特例支付现状调查表是否已递交</b></p>	<p>じどうてあて とくれいきゅうふげんきょうとどけ ていしゅつ す              儿童手当・特例給付 現 況 届 の 提 出 はお済みですか</p>
<p>儿童津贴・特例支付的现状调查表的递交期限为6月30日。5月份之前领取儿童津贴的人，需要递交儿童津贴・特例支付现状调查表(在6月7日已寄出)。还未递交的人请尽快邮寄或递交到国民年金课、行政服务中心。如果没有递交调查表，6月份以后将会被停止支付，请注意。</p>	<p>じどうてあて とくれいきゅうふげんきょうとどけ ていしゅつ きげん がつ にち がつ              儿童手当・特例給付 現 況 届 の 提 出 期 限 は6月30日でした。5月              まで じどうてあて じゅきゅう かた じどうてあて とくれいきゅうふ              げんきょうとどけ がつなのか そうふす ていしゅつ ひつよう そうきゅう              現 況 届 (6月7日に送付済み)の提出が必要です。早急に              ゆうそう こくみんねんきんか ぎょうせい ていしゅつ              郵送するか、国民年金課または行政サービスセンターに提出              してください。現 況 届 の 提 出 が ない と、6月分以降の支給がいつ              たん 停止 となります。</p>
<p>询问处:国民年金課              TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>といあわ さき こくみんねんきんか              問合せ先: 国民年金課</p>

<p><b>对拖欠保育所(园)保育费的人 从儿童津贴费里特别征收</b></p> <p>ほいくしょ えん ほいくりょう たいのうしや じどうてあて とくべつちようしゅう              保育所(園)の保育料 滞納者は儿童手当から特別徴収</p>	
<p>市政府为了确保财政收入以及对利用者的公平性，对持续拖欠保育费者为对象，实施从儿童津贴费里扣除特别征收费。              对象者将在7月末收到保育费特别征收通知书。</p>	<p>し さいにゆう りようしや こうへいせい かくほ ほいくりょう たいのう              市の歳入と利用者の公平性を確保するため、保育料の滞納が              つづ かた たいしゅう じどうてあて とくべつちようしゅう じっし              続く方を対象に、儿童手当からの特別徴収を実施していま              す。対象者には7月末に保育料特別徴収予告通知書を送付し              ます。</p>
<p>询问处:有关保育费=育儿支援課              TEL 06-4309-3195 / FAX 06-4309-3817              有关儿童津贴=国民年金課              TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>といあわ さき ほいくりょう こそだ しえんか              問合せ先: 保育料について=子育て支援課              じどうてあて こくみんねんきんか              儿童手当について=国民年金課</p>

<p><b>北宮儿童园的临时保育</b></p> <p>きたのみや えん いちじあず              北宮こども園で一時預かりをしています</p>	
<p>◆日期:周一、周三(除去节日休息日)              ◆对象:3岁儿童~5岁儿童              ◆利用目的:找工作、短期休假              ◆申请:利用日の1个月前              ※必须事先登录。              有关详细内容请参阅市政府网页，或是来电咨询。</p>	<p>とき げつ すようび しゅくきゅうじつ のぞく              ◆時: 月・水曜日(祝休日を除く)              たいしゅう さいじ さいじ              ◆対象: 3歳児~5歳児              りようもくてき しゅうろうがた がた              ◆利用目的: 就労型、リフレッシュ型              もうしこみ りようび げつまえ              ◆申込: 利用日の1か月前から              じぜんとうろく ひつよう              ※事前登録が必要。              くわ し らん と あ              詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。お問い合わせくだ              さい。</p>
<p>询问处:有关登录・开园日等=北宮儿童园              TEL 072-920-4118 / FAX 072-961-8580              有关申请方法・利用内容等=学校教育推進室              TEL 06-4309-3268 / FAX 06-4309-3838</p>	<p>といあわ さき とうろく かいえんび きたのみや えん              問合せ先: 登録・開園日などは北宮こども園              もうしこみほうほう りようないよう がっこうきょういくすいしんしつ              申込方法・利用内容などは学校教育推進室</p>

